

## 令和3年度西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施方針

### 1 基本方針

平成27年度から子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、利用する子ども（以下「利用者」という。）の健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するために、市区町村が指導検査を行うことが規定された。

全ての利用者が特定教育・保育施設等を安心して利用できるよう、支援法、児童福祉法、西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、令和3年度においては本方針に定める重点項目を中心に指導検査を実施する。

併せて指導検査において指摘した事項については、改善状況を確認できるまで継続的に指導し、特定教育・保育施設等の適切な運営及び提供するサービスの質の向上を図ることとする。

また、これらの指導検査の実施に当たっては保育運営指導所管課と密接な連携を図り、特定教育・保育施設の指導検査に当たっては、児童福祉法に基づく認可と指導検査の権限を持つ東京都とも連携して、効果的・効率的に行う。

### 2 指導検査の重点項目

#### (1) 運営管理関係

##### ア 運営規程及び重要事項の規定に関する状況

(ア) 運営規程の概要・職員の勤務体制・利用者負担等の重要事項の規定の内容について、掲示をし、利用者の保護者に対し文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。

(イ) 運営規程及び重要事項を記した文書並びに掲示の内容について、現状との相違がないか。

##### イ 職員体制の確保

(ア) 職員について、雇用契約書、出退勤記録、健康診断記録等が整備され、法令及び通知の基準を遵守して配置されているか。

(イ) 資質向上のために職員の研修の機会を確保するなどの取組が行われているか。

##### ウ 建物・設備の管理及び災害対策の状況

(ア) 利用者の年齢区分ごとに基準面積を確保し、変更がある場合には認可事項の変更届や確認事項の変更申請を行っているか。

(イ) 棚等の転倒防止及び落下物防止等の安全な環境の整備並びに避難訓練等の防災

対策が徹底されているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針に基づいた保育の提供

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画を作成し、計画に基づいた保育が行われているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の心身の状況や置かれている環境等の把握が適正に行われているか。

(イ) 職員間の連携及び家庭や関係機関との連携が図られているか。

(ウ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 事故防止対策（乳幼児突然死症候群、食事中の誤嚥及び窒息等の対策）及び事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(イ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止及び事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(ウ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策及び発生時の対応等が適切に行われているか。

(3) 会計経理関係

ア 決算書が適正に作成されているか。

イ 物品購入等について適正な経理処理を行っているか。

ウ 施設型給付費（または委託費）・地域型保育給付費を適正に請求し、適正に支出しているか。

### 3 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設（認可保育所）

イ 特定地域型保育事業者（小規模保育事業者・家庭的保育事業者・事業内保育事業者）

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

毎年実施計画を策定し、原則として特定教育・保育施設等に検査員が赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。なお、西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等については、当該社会福祉法人の指導監査も併せて実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3～4名とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」（平成29年8月1日付29西健生第629号）第9の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」第6の規定により定めた実施計画に基づき決定する。

イ 特別指導検査等

(ア) 実施方法

特定教育・保育施設等ごとに適宜日程を定め、実地に赴いて実施する。また、必要に応じ、特定教育・保育施設等の関係者の来庁を求め、執務室等において実施することができる。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。なお、西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等については、当該社会福祉法人の指導監査も必要に応じて実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3～4名とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」第11の規定に基づき通知する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和3年4月1日時点で現存する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要に応じて指導検査の対象とする。

イ 特定教育・保育施設の選定方法

(ア) 新規に開設された特定教育・保育施設

- (イ) 西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が指導検査の対象となっており、かつ当該社会福祉法人が運営している特定教育・保育施設
- (ウ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない特定教育・保育施設
- (エ) 苦情、通報等が多く寄せられており、その内容から運営状況の確認を要する特定教育・保育施設
- (オ) 特定教育・保育施設で、東京都が児童福祉法に基づき指導検査を行う施設
- (カ) その他指導検査等の実施が必要と判断される特定教育・保育施設

#### ウ 特定地域型保育事業者の選定方法

原則として、西東京市内全特定地域型保育事業者を年に1回一般指導検査の対象とする。

## 4 関係団体等との連携

### (1) 東京都

- ア 児童福祉法に基づく東京都の指導検査との合同実施を行う。
- イ 指導検査結果等について、必要な情報交換を行う。
- ウ 東京都が認可する特定教育・保育施設に違反疑義等が認められた場合、必要に応じて連携を行う。
- エ 違反疑義が複数の市区町村に関係する場合、東京都に総合的な調整を依頼する。

### (2) 他市区町村

違反疑義等に関する情報について共有し、必要な対応を行う。

### (3) 保育運営指導所管課

指導検査の事前準備、当日の検査協力や立会い、事後対応等の連携を行う。